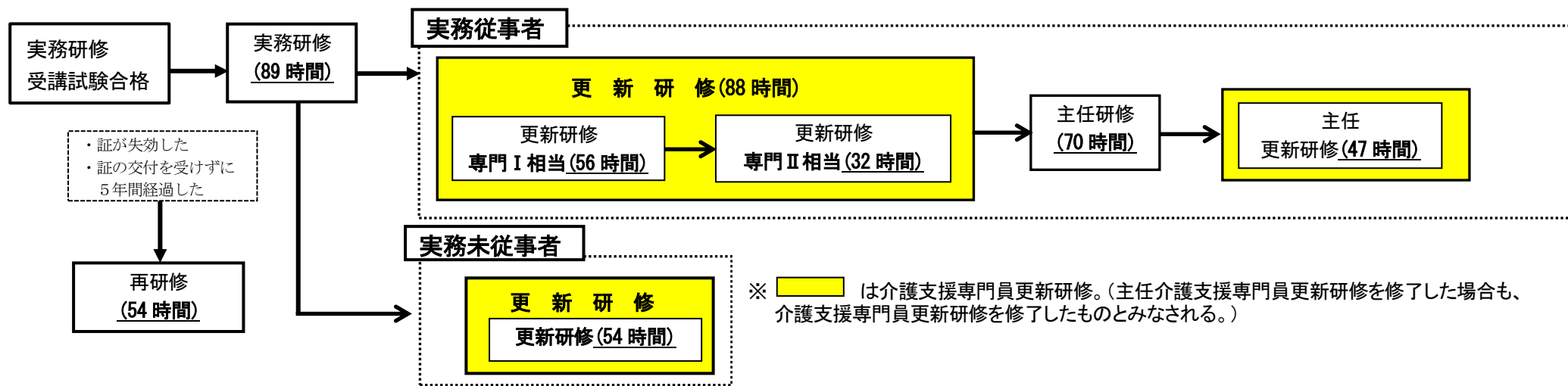


介護支援専門員の研修体系について



【実務従事者・未従事者の考え方】

例 1	<p>新規交付</p> <p>1回目更新 (88H) 1回目更新 (54H) 3回目更新 (88H)</p> <p>← 実務あり → ← 実務なし → ← 実務あり →</p>	1回目の有効期間内に実務があったが、その後有効期間内に実務なしの場合、2回目の更新時は54時間の対象となる、3回目更新時は88時間の対象となる。
例 2	<p>新規交付</p> <p>1回目更新 (88H) 2回目更新 (32H) 3回目更新 (54H)</p> <p>← 実務あり → ← 実務あり → ← 実務なし →</p> <p>※56Hは免除</p>	実務経験期間が2期にまたがっている場合は、2回目更新時は32時間の対象となるが、その後実務に就かなかった場合、3回目の更新時は54時間の対象となる。
例 3	<p>新規交付</p> <p>1回目更新 (88H) 有効期間満了 新規交付 (再研修54H) 1回目更新 (88H)</p> <p>← 実務あり → 失効 ← 実務あり →</p>	実務に就いていたが更新忘れ等により有効期間が満了し、証が失効した後に再研修を受けた場合は、本人にとっては2回目の更新となるが、受講する研修は88時間の対象となる。
例 4	<p>新規交付</p> <p>1回目更新 (54H) 2回目更新 (88H) 3回目更新 (32H)</p> <p>← 実務なし → ← 実務あり → ← 実務あり → ← 実務なし →</p> <p>4回目更新 (54H)</p>	3回目更新時に前期免除対象者だった者が、4回目の証の有効期間内に実務に就かなかった場合、実務経験はリセットされ、54時間の対象者となる。